

役員・評議員報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人浜田福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、評議員及び役員報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とし、「役員・評議員報酬規程」と称する。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬及び退職金を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

ただし、報酬総額には常勤理事で職員として支給された給与および本規程第3条第4項に規定される給与は含まない。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表に定めるとおりとする。
- 4 この法人の常勤理事の賞与率は別表に定め、理事会で決定する。
- 5 この法人の非常勤理事の報酬は、別表に定めるとおりとする。
- 6 各々の監事の報酬は、別表に定めるとおりとする。
- 7 個々の評議員の報酬は、別表に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は「給与規程」第22条に準じて支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、「旅費規程」に準じて支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等(旅費を除く。)は、月の1日から起算し月末で締め切って計算し、翌月15日(当日が金融機関の休業日の場合はその前営業日)に支払う。

2 常勤理事の賞与は、「給与規程」第29条に準じて支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 9月 9日から施行し、令和 2年 4月 1日から適用する。

この規程は、令和 3年 1月16日から施行する。

この規程は、令和 4年 6月24日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月23日から施行する。

別表

| | | | | |
|------------------|-----------------------|------------------|---------|--|
| 理事長 | 月 額 | 350,000円 | 賞 与 | 前期又は当期上期の決算状況により、職員の最高支給率を超えない範囲で賞与が支給できる。 |
| 常勤理事 (理事長を除く) | 月 額 | 250,000円 | | |
| 理 事 (非常勤) | 理事会の出席 | 理事長が招集する他の会議 | | 書面による 決議の省略 |
| | 15,000円 | 10,000円 | | 5,000円 |
| 監 事 (非常勤) | 理事会・評議員会・ 実地指導等の出席 | 理事長が招集 する他の会議 | 監事監査の実施 | 書面による 決議の省略 |
| | 15,000円 | 10,000円 | 20,000円 | 5,000円 |
| 評議員 | 評議員会の出席 | ***** | ***** | 書面による 決議の省略 |
| | 15,000円 | ***** | ***** | 5,000円 |